

令和3年9月24日

第9回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第9回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年9月24日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時26分				閉会の日時	午後3時4分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 1時26分

○事務局（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

若干定刻よりも早いですが、皆さんおそろいですので、総会を始めさせていただきます。

大熊局長ですが、都合により欠席ということで、代わって進行をさせていただきます。よろしくお願ひします。



◎開会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理より開会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ秋らしくなつてまいりまして、稲刈りのほうも大方終わった地域と、まだ最中の地域とあるかと思いますが、それほど天気の方も影響なく、今後速やかに作業が進むものと期待をしているところでございます。

それでは、これより令和3年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

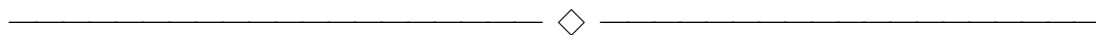
何か天候のほうもやっと落ち着いて、稲刈りのほうも順調にいつているということで、私も北川辺からこっちへ来る間に、随分進んだなとか、そういう気持ちであります。

今年の農業委員会というか、このメンバーで始まった令和2年からのちょうど折り返し地点というか、ちょうど半分が過ぎようとしております。去年もそうでしたけれども、コロナ禍ということで、本当に変則的な農業委員会の総会で、委員の皆さんにはその現地確認とか、そういう仕事は全く前と同じことでやっていただいておりますし、総会におきましてもリモ

一トだとか、そういうことじゃなくて、直接会って委員会を開いているということで、皆さん方のご尽力に心から感謝申し上げたいと思います。

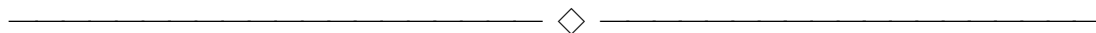
昨今、農業を取り巻く環境が非常に厳しいということで、特に今年は米価が安い、また担い手となる若い人の就農率が落ちてきた。そういったことも言われておりまして、将来に対する農業の不安というものもあるわけですが、委員会といたしましては、農地を守り、農業を守るという観点で重要な役割でございますので、皆さん方には今後とも大いに頑張っただきまして、加須市の農業が発展しますことを心からご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○事務局（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち全委員さんの出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

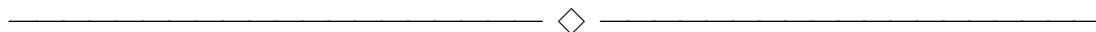


○事務局（小川修一君）

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 瀬下京子 委員

10番 小川達男 委員

の両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの5番、北川辺地区の案件については、取下げ願が提出されておりますので、本日の議案から除かれることを報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

譲渡人は、居住が遠方で耕作できないため、譲受人は、経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま
す。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

9月18日、推進委員の野本さんと川島さん3人で現地を見て、話を伺ってきたわけですが、
さん、譲受人ですね、話を伺ってまいりました。

話によりますと、譲渡人の
さんは、地元は
でして、実家から相続でもらっていたそうです。それで、管理ができないという形で、できれば地元の人に耕作してもらいたいという形で、同じ耕地の
さん、譲受人ですね、この方に一応譲り渡しするという

形で話がまとまったようでございます。

さんにつきましては、野菜をつくるという形で、また自家消費と、また従業員が50人ぐらいいるんですね。 という会社を持っているんですけれども、それで一応野菜をつくるという形で、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具の保有状況から判断し、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

9月11日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地のほうですけれども、普通にお米がつくってありまして、たまたま稲刈りをしております、今のところ借りているんだということで話を聞いてまいりました。その後、譲渡人の さんに話を聞いたところ、 さんの息子さんと同級生で、昔からよく知っているんですけれども、 さんの旦那さんが大分前に亡くなりまして、その後知り合いに米のほうをつくっていらしたんですけれども、その方も高齢のため、どうしようかなということで、いろいろ考えた結果、同級生の さんに全部の田んぼをこれ買い取ってもらいたいということで話が来たそうなので、 さんも面積かなりやっております。

ますので、自宅からも近いということで、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番及び4番の鴻基地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

なお、この案件は、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間退席をお願いいたします。

（ 委員退室）

○会長（小倉和夫君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の3番、4番は、譲受人と譲渡人が同一で、申請地も隣接しており関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、お互いが贈与による所有権移転で、必要添付書類を整えております。

双方の申請地を現地確認したところ、お互いの耕作地に隣接しており、農地を交換した場合、効率的に耕作ができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

9月13日、小坂推進委員さんと現地にて さんと さんから説明を受けてまいりました。また、3番の件でございますけれども、3番のこの図面上でいいますと

でございますけれども、この地番の右側がお寺になっています。これはお寺と墓地と
さん所有の土地に挟まれている状況で、間口が狭く使い勝手が悪い土地で、これまで
さんが何もつくらず管理しております。それから、現在も耕うんされていて、適切
に管理されております。贈与をすることによって、譲受人が一体的に利用して、野菜の作付
を予定するというところでございます。

次に、4番の土地ですけれども、この図上でいうと左側の
でございますが、
これは東側と北側が市道に接しておりまして、南側と西側は譲受人の
さんの宅地に接し
ております。宅地でございます。ここは、地目は田んぼになってはいますが、平成9年
の道路拡張工事に伴いまして、田畑転換を行って、現況は畑になっております。

それ以降ずっと
さんが管理し、野菜を作付してきたそうです。現在も里芋が作付され
ており、適正に管理されております。2件とも何ら問題なく、許可相当と判断してきました。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、3番について原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

3番及び4番の審議が終了しましたので、
委員の入室をお願いします。

（
委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、6番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いしま
す。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類を整えております。

譲渡人は、相続により取得したが耕作できないため、譲受人は当該農地が自宅に隣接し、
効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、特に問題はないと思われま
す。
以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

9月15日、松村推進委員と譲受人の さん宅を訪れまして、お話を伺ってまいりま
した。現地は、地図でも分かるように、 さん宅に隣接しておりまして、現在草が生えて
おりましたけれども、昨年までお隣の さんがお野菜をつくっていたそうです。

譲渡人の さんは、お隣の さん宅がご実家でありまして、今現在、ご結婚され
て のほうに居住されております。 さんは高齢で管理ができないということで、昔
から知り合いであります さんに贈与したいという今回お話があったそうです。やむを得
ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て」の18件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ、8ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、法人のトラック、従業員の駐車場とす

るもので、必要添付書類を整えております。

また、当該申請地は、譲渡人が平成3年6月に診療所敷として許可されたものですが、その後、時期は不明ですが、法人の車両等の駐車場として使われてきたもので、このたび改めて利用者が許可を申請するものでございます。

現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第1項第4号の市内事業者が業務上必要な施設で、集落接続があるものとして不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり9月18日、野本さん、川島さんの推進委員と3人で、代理人のさんと現地を見、話を伺ってまいりました。細かい説明が事務局あったわけでございますけれども、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番です。

ちょっと確認だけさせていただきます。この医療法人の、ということ、だと思ふんですけれども、これが地目の田んぼを所有しているということで、がそこへ一時出るということで、所有、買った土地で、一般的には医療法人が田んぼを所有するのはどういうことかなと思ひまして、その点の確認をお願いしたいと思います。

○事務局（正能 光君） 事務局です。この譲受人のとおり、これは、加須市の

でございますが、平成3年当時、この申請地に診療所を出すと、そういう計画だったということで、私も聞いております。

その後、やはりその計画がなくなったままで、許可もそのままということで放置されていたものでございます。

いつからこのトラックの置場とか駐車場になったかというのは、ちょっと不明ですが、そこはきちんとしていただきたいと思いますということで、事務局も指導したわけで、このような申請に至ったということでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） もうこれは既に駐車場として使われていると、田んぼではないと、そういうことですか。分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○11番（柳田 浩君） 江川さんと同じような疑問は当然持っているんですけども、11番、柳田です。

今回、賃貸借という形の10年間ということは、所有権はこの法人のままで、10年後にまた転用されちゃうわけですよ、これでね。今回は、本当は転用されているんですよ。そうすると、前の転用は取り下げられたという整理でいいんですか。それとも不許可にしたということでしょうか。どういう整理なのかなと。

○事務局（小川修一君） 今回の申請案件は、許可歴がかなり古く、改めて新しい許可申請によるという形にしています。

事業完了にはなっていませんので、地目は農地のままで所有権だけ さんのほうに移っているんですけども、これで譲渡人なり受け人の話を聞くと、 さんがこれでまた新しい転用をかけて、地目も変える。地目を変えたと同時に、農地法からはもう離れていくんですけども、賃貸借権がまた10年過ぎてまた案件として出てくるかと言われると、もう出てこないと思われま。地目が農地から外れたあとは借地借家法等に基づいて、事業用地で運用されていくのかなというふうに考えています。

○11番（柳田 浩君） また農地に戻るんじゃないの、10年後には。

（「戻らない」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） 戻らない。じゃ賃貸借権って。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○14番（関口豊充君） すみません、14番の関口です。

関連してなんですが、これが10年前に がこちらに出るといふような見込みで農地を取得したと。そこで農業委員会が通って取得がなかったわけですよ。そうすると、それに併せて本来であれば農地転用許可を添付した上で農地転用をやる、地目変更の登記をするのが本来の形ですよ。それが、その後十何年たって、そのままの田んぼのまま、今度は賃貸借を設定して10年間の賃貸借でやっていくと。今のお話ですと、次はそういった賃貸のまま移っちゃうような感じの話をされていますが、そうすると、何のために最初に許可をして、また今回もそういった賃貸借の審議してというのは、あまり意味がなくなっちゃう。

農地を守るという観点からすると、本来計画が変われば何らかの形で戻すなり、是正はできないものなんですかね。その辺がなし崩しに10年後、関係者が分からなくなった段階で売買とかということもあり得るわけでしょう。そんなうやむやになるのは適当でないのかなという気もするし、僕は、それはそれまで案件の出た段階でけりをつけられないものなのかなというのがちょっと気になります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○事務局（小川修一君） 本来であれば、当初の許可後、関口委員さんなり柳田委員さんおっしゃるとおり、許可を取って、やらなければ取消願を出してもらって取り消す方法があったと思います。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○2番（江川芳夫君） もう一回すみません。じゃ、これは平成以前のときに、これは何条だ、5条の許可か。やっぱり5条の許可ですよ。そのときに、 の名義になったということは、その許可証を添付して所有権移転登記をしたわけですね。すると、それは生きていますよね、そのときの許可はね。そうすると、これは今回かからなくても既に宅地の雑地の登記をすれば今回の農転は要らないんじゃないですかね。その当時、だって所有権移転がもう になっているということは、その5条の許可証を添付して登記申請をして、登記が通ったということでしょうから、今まで地目の変更をしなかつただけで、原因は、5条は通っていますからね、一回。改めてまた同じ案件で5条を通すということがあり得るのか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

当時許可が、診療所で許可なんですね。それが、目的が変わったので、目的が違うので、所有権移転は許可が出たので所有権移転はできますけれども、建物が建っておりませんから、目的どおりに。だから、地目変更はできない。完了も出ていないですから。だから、そこが宙ぶらりんになっちゃったんですね。そのために、今度は駐車場で使うということであれば、上からかぶせちゃったというか、新たに許可を取っていただくと。ですから、所有権は のまま。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 登記簿上は農地なんですけれども。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） 取得したとて、農地のままで計画していなかったということで。

(「採決お願いします」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明します。

本案件は、5条の1番に隣接しまして、法人が違うものでございます。やはり譲受人が賃貸借により土地を借り受けて、法人のトラック、従業員駐車場とするもので、必要添付書類は整えております。

また、その申請地の概要ですけれども、先ほどと全く同じでございます。先ほどが
ですけれども、今回の2番のほうが というやはり加須市内に事業所がある法人でございます。

簡単ですけれども、以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

やはり9月18日、推進委員の野本さんと川島さん、3人で現地へ行き、話を伺ってきたわけでございますけれども、1番の案件と同じでございますので、事務局の説明ありましたけれども、やむなく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。確認だけで結構です。

さんが今後賃貸借するということですが、現在置いている車はどこの車ですか。現在の置いてある、駐車場を使っている会社は誰ですか。

○事務局(正能 光君) 現在2社が、それぞれ既に のところを使っているということですね。

○11番(柳田 浩君) 了解しました。

○会長(小倉和夫君) ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1棟分を開発するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

9月11日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地ですけれども、見たとおり分かると思うんですが、この下に新川用水がありまして、そこよりも若干高いような土地になっております。そのため、お米とかなかなかつくりづらくて、近くに行ってよく見たところ、結構目の高さぐらいまで雑草がびっちり生えておりまして、その周りにはもう住宅になっておりますので、若干迷惑なのかなという感じは受けました。

その後、譲渡人の さん宅にお伺いしまして、ご本人から話を伺ったところ、管理は実際していないんですけれどもということで、この さんの娘さんと私は小学校の頃同級生だったので、 さんももう85歳前後かなとは思いますが、旦那さんももう随分前に亡くなってしまったということで、管理することもできずほったらかしの状態だったので、今回このような建て売りどうですかということで話が来たそうなので、双方合意の上、今回の申請に至ったということでございました。2種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び11ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類を整えております。また、当該地は農用地ではありますが、盛土をし、申請者自ら小麦を作付するための農地改良で、期間は5か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく9月11日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この現地ですけれども、11ページの位置図を見ていただきますと、一番下の

というところは、ただ普通に草が生えているような状態で、その上のところですね、今回の申請地は全部米がつくっておりました。ただ、まだ稲刈りはまだだったんですけれども。この今回の申請の右側、ちょっと に近い田んぼのほうは、もう既に全部盛土がしてあって、一回小麦をつくったかなというような感じのところ、すぐ右側はつくっていませんけれども、場所によって小麦を作付したところもございまして、今回、譲渡人の

さん宅にお伺いをしてちょっとお話を聞いたところ、何年か前からこの さんが米を、稲をつくっているんですけれども、若干この辺の土地が低くてぬかるんだり、いろいろそんなような状況ですので、盛土をして小麦もつくるということで、後で さんに電話したところ、何か小麦ばかりつくっていると出来が悪くなるという話もあるんですけれどもという

話もしたんですけども、一応用水がそこに来ていますので、そのときはモーターとポンプですか、配管をして米もつくれるような形も考えているということでございましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建てるもので、資金計画等必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月15日に、推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして譲受人の さんのお父さんに話を聞きました。この譲渡人、譲受人の関係は、 さんは祖父だそうです。 さんがお孫さんだそうです。その さんのお父さんに話を聞いてきました。

現在アパートで手狭になって、うちを建てるというようなことでありますので、許可相当と判断しましたけれども、現地のほうは田んぼなんですけれども、きれいに管理といたしますか、耕うんしてありました。分家住宅ということで許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

譲受人が地上権20年間を設定により土地を使用し、太陽光発電を設置するもので、必要添付書類を整えております。

また、発電した電気は譲受人と で売買契約が締結されており、経済産業省の設備認定を受けない非FIT太陽光発電施設ということでございます。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(新井明弘君) 15番、新井です。

やはり9月15日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また譲渡人の さんの奥さんに話を聞いてきました。

さん宅では、もう耕作はしていないと、全部貸しておるということでありました。この申請者は貸してなくて、管理してありました。管理してあるというか、耕うん機でうなっていましたけれども。地目は田んぼになっていますけれども、これ前一部全部道路と同じような高さになっていました。そして、耕作していないということで、有効活用するというようなことで話があったということで、太陽光発電ということで有効活用をしたいと、耕作しないので有効活用したいというような話でありますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本件は、譲受人が売買により土地を取得し、中古車（トラック）の車両置場を拡張するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存施設の拡張ということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月14日に地区担当推進委員の腰塚さんと現地調査をし、現地にて譲受人の代理人のさんに説明を受けました。

この土地は、中古車販売の在庫車置場として利用するもので、今後の事業拡大を考え、既に整備してある隣接の中古車用置場の敷地拡張のために取得するものとのこととなります。

現地は、保全管理されている状態であり、特に問題なく、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） こういう開発、開発ではないんだな、開発までいかないんですね、面積制限というんですか、約2,000平米も中古車の置場。それも、最近その隣を転用したばかりだという記憶なんですけれども、実際に今も、前の開発をしたところもちゃんとした駐車場としての利用はしっかりされているんでしょうか。その辺だけお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

この、これはオークションで買ってきたトラック（中古車両）を置いて、それを販売しているという会社なんですけれども、今回で3回目なんです。やはり現

地のほう、現地調査へ行ったときにも、車両が（コンテナ等も含めて）置いてありまして、これからも何か拡張したいということですので、利用としては特にどんどん増えていくのかなという感じでは見てきました。ですから、今のところ、全くやみくもにとということではなくて、計画的に大きくしているというような感じでございました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせてください。これはどこから車は入っていくんですか。何か道路が狭そうに、位置図を見ますと。それから配置図だと全然そんなこと書いていないので読み取れないんだけど。隣接地と書いてあるのが今現在使っているところですか。その隣の拡張ということなので、その隣接地もどこから入るか、搬入路が分からないんですけども、参考のためお願いします。

○事務局（正能 光君） 14ページの位置図に、既存が書いていなくて申し訳ないんですけども、豊野用水路とそれが直角に左に曲がるその角、そこが出入り口なんですけれども、既存がこの住宅地、豊野用水路の左側に さんとか さんとか さん、 さん、 さん、この左が、ここが今使っている資材置場ということになるんですけども、その北側が空いているんですけども、その斜め上にこう、何ていうんですかね、拡張していくようなイメージで拡張しているんですけども、接道はこの羽生外野栗橋線ですか、上から下に入ってくる道、それと既存の下からですね。確かにここら辺はちょっと狭いような気がするんですけども、一応出入りはできているようでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 今の隣接地と書いてあるのが今現在あるところですよ。これはどこから入っているんですか、今。道がないようなんですけども。

○事務局（正能 光君） 出入り口は、豊野用水路という文字が書いてあるその橋があつてその下のあたりですね。そこら辺がフェンスがこう、出入り口でつくってあります。外周はフェンスで囲ってありますけれども、中は一体で使っているような状況ですね。現在は、拡張するところ、まだフェンスが閉めてありますけれども、ここを開けて……

（発言する人多数あり）

○8番（松村文夫君） 8番の松村ですけれども、説明させてください。

現地調査行ったときに、この位置図の埼玉用水ですね、今まであった隣接地と今回の申請

地、その間に北側に田んぼがあるんですけども、この人が譲ってもらえれば埼玉用水に動線を設けて、橋を架けて出入りをしたいなという考えはあるようなんですが、現在のところは出入り口は道路は狭いんですけども、地図でいうとこの下側ですね、そこからしていくと。将来、土地が買収というか、転用できるような形になればということをお話していました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ、16ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅11棟を建築するもので、資金計画等必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月17日に推進委員の小山さんと2人で現場を確認し、譲渡人の さん、それと さんはもう東京に引っ越していますので、その隣の さんというんですけども、その人に現場を見てもらいました。

この位置図で位置関係を見ますと、この申請地と丸で囲ってありますね。この右端の上にとありますけれども、ここが さんの宅地で、その左が さんの屋敷と。その左が さんの屋敷。その両隣2人に現場を確認してもらったんですけども、

現地の さん、これは今現在もう更地で、東京へ行っちゃったので更地になっています。前の申請者の田んぼのほうなんですけれども、田んぼと畑なんですけれども、草が生えているような状態でありました。

さん、 の区長だそうですけれども、話を聞きましたけれども、ここを開発するには賛成だと。この さんの屋敷は、 さんのほうの長屋のほうにかかっていて、写真も見せてもらったんですけれども、今年それを、この さんの屋敷を壊した際に、 さんの母屋の瓦がずれたと。ずれてゆがんだとかいろいろあって、開発に関しては許可したんですけども、うちは壊されたと。その補償料のことをぶつぶつと、延々と1時間ぐらい話されました。17日に、これから午後4時から不動産屋と会うんだと。不動産屋が というんですけれども、それと4時から会うんだと。そして、この関係、不動産屋 が買って が造成して売り出すというような形だと思うんですけれども、4時から会うんだと。じゃ会った話を聞かせてくださいと、午前中、私は さんに電話して内容を聞きました。そうしたら、この不動産屋のほうの のほうで瓦がずれたからそれを補償とか、それからその裏の私道、それもトラックなんかが入ってくるからへこんだり泥が来たらどうするんだと、ぶつぶつと言っていましたけれども、その辺のこともこの のほうで補償するというような話でありましたので、許可するというような話でありました。ですから、この開発は許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すみません、事務局なんですけれども、位置図の16ページは、農地しかこれ示していないんですけれども、土地利用計画図の5-8、これは全体計画です。その宅地部分が入り口、開発道路になっていますので、16のほうがちょっと農地しか示してありませんけれども、右側の上、その部分も含まれております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図、5-9をご覧ください。

本案件は、令和2年11月に太陽光発電施設で一度許可となったものですが、その後、事情により許可取消願が出されたものです。今回は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、9月17日に推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。まず、譲受人の さん宅へ訪問し、ご主人さんが留守でありましたので、奥さんからお話をお伺いいたしました。その内容は、今事務局が説明したとおりの内容であります。

次に、現地を訪問したんですけれども、事務局が説明したとおり、昨年もうこの現地を調査いたしたところであります。現在も適切に管理されているというふうに判断しております。

次に、譲渡人の さん宅を訪問したんですけれども、昨年も訪問した記憶があるお宅であります。その内容は、今事務局が説明したとおりであります。何ら問題がないというふうに判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、法人の車両及び従業員の自家用車の駐車場として整備するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、既存施設の拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

9月17日に推進委員の渡辺さんと現地でこの代理人の さんの立会いをいただきまして、聞き取り及び現地調査を行ってまいりました。

まず、この申請地でございますが、集落内の農地で現在は何も作付されておられませんでしたが、しかし、耕うんがされ、適切に管理されている土地であります。これは隣接する西側、この位置図の左側ですね、左側及びこの申請地の上のところにそれぞれの経営者が異なるパキスタンの方が経営しているんですけれども、経営者が異なる車を解体する作業場が2か所あります。一応今回の申請をしているのは、この道路を挟んだ左側の方が申請しているわけでございますけれども、この西側の会社の従業員の駐車場ということで申請されております。これについては何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地5区画を開発するもので、必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

9月14日の日に推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。

譲受人の 〃の代理人の 〃さんはちょっと都合がつかなかったもので、さんと2人で直接 〃さん宅をお邪魔いたしまして、現地確認及びお話を伺いました。

これ新川用水沿いの土地でして、現在は何も耕作してありませんでした。以前は用水から水を取って水田として利用していたそうです。今般、この 〃様も不在だったんですけれども、お母さんと面談いたしましてお話を伺ったところ、2人で農業をやっていたんですけれども、お母さんのほうでちょっと体を壊しまして、やむなく縮小する方向で今般売却することになったそうです。

現地の 〃の隣、左隣ですね、もうそこまで 〃で造成してありまして、建物がもう建っております。いろんな状況を勘案してやむを得ないかなと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間が1時間過ぎたんですけれども、このまま審議続けてもよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） じゃ、このまま続けます。

次に、12番及び13番の原道地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の12番、13番は、転用目的及び譲受人が同一であり、所在地も近接し、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の20ページ、21ページ及び土地利用計画図5-12、13をご覧ください。

いずれも譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類を整えております。

また、12番は発電電力を電力会社ではなく別法人が全量を買取るという非FIT制度で事業を行い、また13番は経済産業省の設備認定通知の写しが添付され、電力会社が全量買取るFIT制度で行われるものでございます。

現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

9月15日、松村推進委員と譲受人の の さんと代理人であります行政書士事務所の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

申請地は、今年までお米を、一部だけですけれども耕作されておりました。ほかの土地に關しましては、草もあまりなく、よく管理されているところではありましたが。

譲渡人の方々は、高齢で後継者がいないということで、あと居住されているところが遠方のため管理ができないということで、今回太陽光発電施設を計画の話があったそうです。広大な敷地面積なので、周りの方の草の管理とかそういうものを徹底していただきたいということはお願いしてまいりました。やむを得ないと判断してまいりましたが、ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） ちょっとお伺いしたいんですが、この図面上でいいますと及び の右側に2筆、小さいのが見えますが、ここの土地だけがずっと残る形で、この農地についての作業の確保というのは何ら問題ないのかという点が出てきます。

の右側ですね。水路との間の。 と が。

○11番（柳田 浩君） これ南側が道路、北側は水路。

（発言する人多数あり）

○14番（関口豊充君） 休耕田というのは何ら問題ないわけだね。

○事務局（正能 光君） 角ですよ。そこは、はい。下も道がありまして、右側も水路と道です。耕作上は問題ないと思います。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。ほかにございませんか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基

準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

9月15日、松村推進委員と土地家屋調査士の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

今現在、 さんたちは借家住まいをしております、来年家族が1人増えるということで、今住んでいるところが手狭になったというため、自己用住宅を計画したそうです。

さんと さんは親子関係にありまして、左側の土地が さんのご実家に当たります。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の23ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、法人の資材置場とするもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、現地は既に資材置場として使用されておりましたが、置かれていた作業用車輛やコンテナなどは撤去されておりました。また、現地の状況から始末書も提出されておりますが当該案件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

9月20日に推進委員の落合さんと現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の
の代表、
さん、譲渡人の
さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。その結果、申請地は既に利用されておりましたが会社敷地に隣接しており、やむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存施設の太陽光発電施設の管理用スペースとして利用するもので、資金計画等必要添付書類は整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、施設を管理するために必要スペースであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

9月16日に坂田推進委員と2人で、現地にて代理人の
さんに立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。

位置図にあります
の下側が太陽光発電設備、上が
さんというこの譲渡人のお宅でございます。当初、
の土地については、
さんのうちで畑として

ビニールハウスで使っていたという経緯があって、太陽光発電施設との売買には至らなかったけれども、耕作予定の方が高齢によりもうできないので、管理もできないので、太陽光施設の一部として土地利用をしていただきたいということで さんのほうに話があって、

さんも管理用地として車置場にも使えるし、囲いももう既にしてある状態なものですから、売買を受けるということになったということでございまして、特に問題なしというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の25ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷の一部とするもので、資金計画等必要添付書類を整えております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関しては市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましては、先月8月に申請が出ました6棟の分譲住宅の案件のうちの1件の出入り口の部分、こちらにつきましては、手続上、前回間に合わなくて転用をかけられなかったという、書類上間に合わなくて転用をかけられなかったということで、今回書類が整理できたので申請に至ったという内容でございます。

そういうことで、前回立会いをきちっとやっておりましたので、今回は電話だけで代理人

のさんと再確認をさせていただいた状況でございまして、特に問題ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、令和2年8月の総会において許可相当となったものでございますが、その後、敷地の一部を分筆するという事で取下げとなったものでございます。それで、今回改めて申請となったものでございまして、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類を整えております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきましては、今事務局から説明がありましたように、昨年8月に申請があり、許可について審議された案件でございます。そうしたことから、現地調査並びに聞き取り調査は前回やっておりましたので、今回は電話での確認をさせていただきました。

前回は、左側の畑も含んでの土地でございましたけれども、今回この畑をやはり所有者が自己用の野菜用の畑として使いたいということで、前回分筆に至ったということで、それを除いた部分の土地について再度申請が上がったものでございまして、前回同様やむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理事業分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分72筆、面積にして6万339平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

◇

◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件について、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない。」に、江川芳夫委員、山岸和男委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行につきましては、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

（江川芳夫委員、山岸和男委員、小倉和夫委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしく申し上げます。

議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画案につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

(江川芳夫委員、山岸和男委員、小倉和夫委員入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

それではまず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用届について3件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用届について9件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」で、農地の貸借の合意解約による届出27件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○事務局(小川修一君) 小倉会長、柳田職務代理には、議事の進行、お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○事務局（小川修一君） それでは、柳田職務代理のほうから閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和3年第9回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時4分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年9月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 小 川 達 男